

請求書等の押印省略に関するQ&A

質 問	回 答
1. 対象の書類	
1 押印を省略できる書類は何ですか。	令和6年4月1日以降に発行される見積書、請求書(以下「請求書等」という。)が対象になります。 ただし、見積合わせに用いる見積書(入札書に変わるもの)は対象外です。
2 請求書等に押印すると無効になるのですか。	今回の取扱いは押印を省略できるもので、従来どおり請求書等に押印することも可能です。
3 契約書の押印は省略できますか。	法律(地方自治法)で押印することが定められているため、省略できません。
4 従来どおり請求書等に押印し、郵送や持参してもよいですか。	押印した請求書等の取扱いに変更はありません。 押印した請求書等は、従来どおり原本を提出してください。
2. 押印省略の方法	
1 押印を省略する場合の請求書の記載方法を教えてください。	請求書等に「発行責任者及び担当者の所属(役職)、氏名及び連絡先」を記載することで、押印を省略することができます。 確認のため、記載された方に連絡することがあります。
2 発行責任者とはどういった者ですか。	請求書等を発行する部門の長などが想定されますが、役職に関わらず発行するにあたり責任を有する方をいいます。
3 担当者とはどういった者ですか。	請求書等を発行する取引を担当する方をいいます。
4 発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載すればよいですか。	「担当者」欄に「同上」と記載してください。
5 代表者と発行責任者と担当者がすべて同じ場合(1人で事業所等を経営している場合等)、どのように記載すればよいですか。	代表者の職名・氏名等は必ず記載してください。 その上で、押印を省略する際は「発行責任者」欄を記載し、「担当者欄」に「同上」と記載してください。
6 発行責任者名や担当者名の記載は、苗字のみでもよいですか。	氏名(フルネーム)の記載が必要です。 (苗字のみの記載では押印を省略できませんので、ご注意ください。)
7 請求書等について、法人の代表者の職名・氏名等も省略できますか。	今回の取扱いは、発行責任者の氏名等を追記することで押印を省略できる取扱いとするもので、従来の記載事項を省略することはできません。
8 連絡先は携帯電話の番号でもよいですか。	固定電話の番号を記載してください。 固定電話を設置していない等の事情がある場合のみ、携帯電話の番号を記載してください。
9 連絡先はメールアドレスでもよいですか。	請求書等に不明な点があった場合等、直接連絡することがあるため、電話番号を記載してください。 ただし、電話での対応が困難であるなど、特段の事情がある場合は、FAX番号やメールアドレス等を記載してください。
10 押印を省略した請求書等は、電子メールで提出できますか。	押印を省略した請求書等は、電子メールによる提出も可能です。 電子メールで提出する際は、PDF形式など編集不可の添付ファイルで提出してください。
11 押印を省略した請求書等は、FAXで提出できますか。	不鮮明な文字で出力されることによる誤認が懸念されることから、FAXでの提出は認めないこととしました。
12 請求書等の押印を省略して電子メールで提出する場合「発行責任者及び担当者の所属(役職)、氏名及び連絡先」はメール本文に記載してもよいですか。	押印を省略する場合は、請求書等の書類そのものに必要事項を記載してください。 メール本文に記載するだけでは、押印は省略できません。
13 押印した請求書等をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出してもよいですか。	電子メールで提出する場合は、印影の有無に関わらず、「発行責任者及び担当者の所属(役職)、氏名及び連絡先」の記載が必要となりますのでご注意ください。

請求書等の押印省略に関するQ&A

質 問	回 答
3. 電子メールによる提出方法	
1 請求書等をメールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	P D F 形式など編集不可の添付ファイルとしてください。
2 押印を省略した請求書等は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおり郵送や持参による提出も可能です。
3 電子メールに請求書等を添付する代わりに、請求金額を含む請求書等の内容を、メール本文に記載してもよいですか。	請求書等の提出を省略することはできません。電子メールで提出する場合は、請求書等の書類そのものを P D F 形式のファイルにし、メールに添付して提出してください。
4 請求書等を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいですか。	送信先のメールアドレスについては、請求書等のやりとりをする担当課に確認してください。